

# 恩納村「アジア圏内〈文化・交流〉体験プログラム」派遣事業 実施要領

## 第1. 派遣対象

村立小中学校に在籍する小学校5・6年生及び中学校1・2年生

## 第2. プログラム内容

本事業のプログラム内容については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化体験  
文化、歴史施設等見学、食文化体験、給食体験等
- (2) 交流体験  
現地校での授業体験、相互文化紹介等



## 第3. 派遣予定期間

令和6年11月19日(火)～令和6年11月22日(金) (3泊4日)

※上記から変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 第4. 応募期間

令和6年6月18日(火)～令和6年7月31日(水) 午後5時まで

## 第5. 児童生徒応募資格

本事業への応募資格については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 村立小中学校に在籍している児童生徒とし、派遣は小学校在籍時又は中学校在籍時のいずれか1回のみとする。  
※ 例) 小学校在籍時に派遣された場合には、中学校進学後は派遣の対象にはならない。
- (2) 協調性に富み、本事業に積極的に参加することができる者。
- (3) 派遣事業に必要とする事前研修及び事後研修等の日程に参加できる者。
- (4) 本村の郷土やアジア圏の言語、歴史、文化、芸能、音楽等に関心がある者。
- (5) 派遣において保護者の承諾がある者。
- (6) 被派遣者の保護者に学校費、給食費、村税等に未納がない者。  
(分納誓約等を行い、適切に履行している場合には、この限りではない。)
- (7) 必要に応じて、所属する学校などで体験報告を行うことができる者。

## 第6. 応募に係る提出書類及び提出先

### (1) 提出書類

- (ア) 応募用紙(様式1) ..... 1通  
※顔写真付(正面脱帽 縦4.5cm×横3.5cmの写真)
- (イ) 保護者同意書・確認書(様式2) ..... 1通
- (ウ) 資格取得を証明する書類の写し(合格証書や賞状等。取得のない場合は提出の必要なし。)
- (エ) 応募理由(原稿用紙1枚程度)

### (2) 書類提出先

応募希望者は(1)に掲げる提出書類を添えて、教育委員会社会教育課へ直接提出すること。

## 第7. 被派遣者自己負担額

- (1) **自己負担額 4万円以内**(変動あり。R5年度は2万5千円程度)

上記自己負担額とは別に、必要に応じて、以下の費用がかかります。

- (ア) パスポート作成料  
※ すでに所持している方は不要です。ただし有効期限にご注意ください。
- (イ) 23kgを超える、航空受託手荷物料金
- (ウ) 派遣準備に関する個人的な出費(スーツケース、デジタルカメラ、お土産代等)
- (エ) 電話代、郵便料、個人的な小遣い、お土産に係る税金(関税)等

## 第8. 被派遣者人員等

派遣対象学年の児童生徒から応募がなく、資格外の学年の者である場合には協議のうえ、可能と決定された場合のみとする。

## 第9. 審査と被派遣者決定の決定

事業主管者は審査委員会を開催し、被派遣者を決定するものとする。ただし、応募者が募集定員を超えず、応募資格のすべてを満たしていると認められる場合にはその限りでない。

※ 審査委員会は社会教育課長、学校教育課長、派遣主任指導主事、派遣指導主事、企画課長で構成するものとし、必要がある場合には、審査委員を追加して招集することができるものとする。）

※ 派遣が決定となった場合には、事業主管者が指定する日までに、健康診断書を提出すること。（健康診断書の様式は後日指定する。）

## 第10. 辞退報告

被派遣者として決定された者が諸事情により参加ができなくなった場合には、速やかに事業主管者へ報告するものとする。なお、報告期限は派遣日から遡って1ヶ月前までとする。

## 第11. 帰国後の提出物

- (1) 報告書(派遣期間中に記入した日誌等を提出すること。)
- (2) 事業報告会発表資料(事後研修の際に、被派遣者にて共同で製作します。)

## 第12. その他

- (1) パスポートの作成申請は、被派遣者の保護者が責任をもって行うものとする。
- (2) 派遣後に、派遣先の生徒が本村へ交流に来村した場合において、歓迎会等が開催される場合には参加を案内することがあるが、都合がつかない場合などには、必ずしも参加する必要はない。また自宅へのホームステイは予定していない。

